

棚卸資産の評価方法

Aさん

そもそも、商品や材料などを期末に棚卸して、期末棚卸高を算定するのは何のためですか？



会社の実務では、どのような棚卸資産の評価方法を採用したら良いのですか？

会社設立に際し、「棚卸資産の評価方法の届出書」を提出した方が良いのですか？

どうして、法人税法上**最終仕入原価法**を棚卸資産の法定償却方法としているのですか？

先ほど、**原価法**という用語が出てきましたが、これはどのような意味ですか？

税理士のJunさん

当期売上原価は次のように算出されます。

期首棚卸高	当期売上原価
期中仕入高	
期末棚卸高	

← 当該事業年度の収益に係る売上原価

期首棚卸高及び期中仕入高は、既に具体的にその金額が認識され確定していますので、期末棚卸資産の評価が**当期売上原価**を確定させる重要なポイントとなります。

つまり、期末の未払出残高を把握することで、期中の払出高の測定が可能となるのです。企業会計において期末棚卸資産を評価するのは、**当期売上原価**を算定するためであり、法人税法上の期末棚卸資産の評価もこれと同じ考え方に立っています(法人税法第29条第1項)。

先入先出法や後入先出法などの方法を聞いたことがあるかもしれませんが、中小の会社の実務では、法人税法上の法定評価方法である**最終仕入原価法**を棚卸資産の評価方法としているケースがほとんどです。

ただし、業種の特殊性から、例えば、印刷業の製品・仕掛品については売価還元法を採用するというケースも見られます。

棚卸資産の評価方法の届出をしなかった場合には、**最終仕入原価法**により算出した取得価額による**原価法**とされます(法人税法施行令第31条第1項)。

従いまして、会社が**最終仕入原価法**による**原価法**を採用する場合には、棚卸資産の評価方法の届出は提出しなくても良いのです。

それは、**最終仕入原価法**が、**実務の簡便化**という意味で極めて優れた評価方法という理由からであると考えられます。商品の棚卸でいえば、最後に仕入れた価格に期末数量をかけて期末棚卸高を算出すればよく、他の評価方法に比べて、簡便性の面で実務的に優れているといえます。

原価法は、棚卸資産の**取得原価**を期末棚卸資産の評価額とする方法です。それに対し**低価法**は、棚卸資産の**取得原価と時価とを比較して、いずれか低い方**の価額を期末棚卸資産の評価額とする方法です。**低価法**を採用する場合には、「棚卸資産の評価方法の届出書」の提出が必要です。

税務調査の際には、会社が期末棚卸高を少なく評価したりして利益調整に利用することが多いため、期末棚卸高は最重点調査項目であり、税務署の見方は大変厳しいです。**低価法**を採用する場合には、税務調査の際、時価の客観的な根拠の説明が求められますので、安易な採用はお勧めできません。

